

# 京都府公報

号外 第7号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

条 例	ページ		
○京都府旅費条例の一部を改正する条例 (給与厚生課)	8	○京都府附属機関設置条例の一部を改正する条例 (医療保険政策課)	13
○市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例 (給与厚生課、教育庁教職員課)	〃	○京都府自殺対策基金条例の一部を改正する条例 (福祉・援護課)	14
○職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (給与厚生課、人事課)	9	○京都府の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (障害者支援課)	〃
○京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例 (給与厚生課)	10	○京都府がん対策推進条例の一部を改正する条例 (健康対策課)	〃
○管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( 〃 )	〃	○京都府中小企業応援条例の一部を改正する条例 (ものづくり振興課)	〃
○京都府個人情報保護条例の一部を改正する条例 (政策法務課)	11	○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例の一部を改正する条例 (産業立地課)	〃
○京都府府税条例等の一部を改正する条例 (税務課)	〃	○建築基準法施行条例及び京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	15
○京都府職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営改革課)	12	○京都府文化財保護条例の一部を改正する条例 (教育庁文化財保護課)	16
○京都府行政機関設置条例の一部を改正する条例 ( 〃 )	13	○警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	〃
○京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例 (地球温暖化対策課)	〃		

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇京都府旅費条例の一部を改正する条例 (京都府条例第3号) (給与厚生課)

#### 1 改正の理由

現下の厳しい財政状況等を考慮し、指定職、管理職の職員等に支給される旅費について、引き続き1年間、所要の引下げを行うものである。

#### 2 改正の内容

指定職の職務にある者及び7級以上の職務にある者の旅費について、引き続き平成30年3月31日までの間、別表第1及び別表第2(宿泊料、移転料等)において直近下位の支給区分をそれぞれ適用して支給することとした。(附則第4項関係)

#### 3 施行期日

平成29年4月1日

### ◇市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例 (京都府条例第4号) (給与厚生課、教育庁教職員課)

#### 1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行により、京都市に係る府費負担教職員の給与負担が京都市に移譲されることに伴い、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

- (1) 市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例（昭和29年京都府条例第4号）の一部改正  
平成29年4月1日以後も府の負担となる京都市の府費負担教職員の退職年金及び退職一時金について、引き続き条例の適用対象となるよう所要の規定整備を行うこととした。（第1条（附則第3項）関係）
- (2) 職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）の一部改正  
ア 退職手当の支給制限等の処分を行う場合の人事委員会への諮問について、京都市の府費負担教職員に係る規定を削ることとした。（第2条（第19条）関係）  
イ 京都市の府費負担教職員の平成29年3月31日以前の退職に係る退職手当について、引き続き条例の適用対象となるよう所要の規定整備を行うこととした。（第2条（附則第38項）関係）
- (3) 府費負担教職員の休職の事由等に関する条例（昭和31年京都府条例第36号）の一部改正  
京都市の府費負担教職員に対する平成29年3月31日以前の休職の処分又は懲戒処分について、引き続き条例の適用対象となるよう所要の規定整備を行うこととした。（第3条（附則第2項）関係）
- (4) 京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第15号）の一部改正  
府費負担教職員に係る扶養手当の月額決定の事務等について、事務の移譲先から京都市を削ることとした。（第4条（別表）関係）

## 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
平成29年4月1日
- (2) 経過措置  
改正後の職員の退職手当に関する条例第19条による人事委員会への諮問等は、京都市の府費負担教職員の平成29年3月31日以前の退職に係る退職手当の支給制限等の処分については、適用しないこととした。

## ◇職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（京都府条例第5号）（給与厚生課、人事課）

### 1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が施行されたことに伴い、職員の給与等に関する条例等について、所要の改正を行うとともに、特殊勤務手当について所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

- (1) 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の一部改正（第1条（第37条の2）関係）  
育児を行う場合の時間外勤務の制限の規定について、対象となる子の範囲を拡大することとした。
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号）の一部改正（第2条（第7条の2）関係）  
夜間看護業務等に従事する職員の特殊勤務手当の額を引き上げることとした。
- (3) 職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）の一部改正（第3条（第8条）関係）  
育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴い、所要の規定整備を行うこととした。
- (4) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）の一部改正  
ア 非常勤職員の育児休業について、取得要件を緩和することとした。（第4条（第2条）関係）  
イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子に係る条例で定める者は、養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子とすることとした。（第4条（第2条の2）関係）  
ウ 育児休業の対象となる子の範囲の拡大に伴い、再度の育児休業ができる特別の事情及び終了後1年を経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了等を追加することとした。（第4条（第3条、第8条）関係）  
エ 部分休業を取得する場合の取得時間数の調整規定に介護時間を追加することとした。（第4条（第16条）関係）

### 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
平成29年3月28日。ただし、2の(2)については、平成29年4月1日
- (2) 経過措置  
児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の

一部が改正され、平成29年4月1日から養子縁組里親が法定化されることに伴い、平成29年3月31日までの間における職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の規定の適用について、所要の経過措置を設けることとした。

◇京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第6号)(給与厚生課)

1 改正の理由

現下の厳しい財政状況等を考慮し、知事及び副知事の給与の額について、引き続き1年間、特例措置を講じるものである。

2 改正の内容

知事及び副知事の給料及び地域手当並びに期末手当について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、知事は100分の8を、副知事は100分の4を減額して支給することとした。(第1条、第2条関係)

3 施行期日

平成29年4月1日

◇管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第7号)(給与厚生課)

1 改正の理由

現下の厳しい財政状況等を考慮し、管理職員等の給与の額について、引き続き1年間、特例措置を講じるものである。

2 改正の内容

管理職員、指定職給料表の適用を受ける職員、教育長、常勤の監査委員及び常勤の人事委員会委員の給料について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、管理職員については100分の1.5(行政職給料表9級以上の者(他の給料表適用者で行政9級以上に相当する者を含む。))にあつては、100分の2)を、それ以外の者については100分の4を減額して支給することとした。(第1条～第5条関係)

3 施行期日

平成29年4月1日

◇京都府個人情報保護条例の一部を改正する条例(京都府条例第8号)(政策法務課)

1 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の一部改正により個人情報の定義が明確化されたこと等及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の一部改正により個人情報取扱事業者の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 個人情報の定義に特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等の個人識別符号が含まれることとした。(第2条関係)
- (2) 京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号)第4条第3項に規定する個人情報が含まれている事務については、その旨を個人情報取扱事務登録簿に登録することとした。(第11条関係)
- (3) 知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者の個人情報の取扱いに関する指針を作成することができることとし、作成した場合には、遅滞なく、当該指針を公表するものとした。(第34条関係)
- (4) 個人情報保護法の規定に基づき大臣又は知事等が報告徴収等を行う場合以外の場合でも、個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認められる事業者に対しては、知事により報告徴収等ができることとした。(第35条関係)
- (5) 個人情報保護法の規定に基づき大臣又は知事等が勧告を行う場合以外の場合でも、個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認められる事業者に対しては、知事によりその取扱いを是正するよう勧告ができることとした。(第36条関係)
- (6) その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年5月30日

(2) 経過措置

個人情報取扱事務登録簿への記載に関する経過措置を講じることとした。

◇京都府府税条例等の一部を改正する条例（京都府条例第9号）（税務課）

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の成立に伴い、個人府民税、法人府民税、法人事業税、自動車税等について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）の一部改正

ア 個人府民税に関する事項

個人府民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長することとした。（第1条（附則第4条の4の2）関係）

イ 法人府民税に関する事項

国税である地方法人税の税率引上げに伴い、法人税割の税率を引き下げることにした。（第1条（第37条、附則第12条）関係）

ウ 法人事業税に関する事項

国税である地方法人特別税が廃止されることに伴い、法人の事業税の税率を引き上げることにした。（第1条（第42条の7、附則第12条の2）関係）

エ 自動車税に関する事項

(ア) 平成28年度に新車新規登録を受けた排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、当該登録の翌年度の自動車税を軽減する特例措置を講じることにした。（第1条（附則第15条の5）関係）

(イ) 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に係る自動車税の税率を重くする特例措置について、種別割の導入延期に伴う所要の規定整備を行うことにした。（第1条（附則第15条の5）関係）

(2) 京都府府税条例の一部を改正する条例（平成25年京都府条例第8号）の一部改正

地方消費税の税率の78分の22への引上げの施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（第2条関係）

3 施行期日

平成29年3月28日。ただし、2の(1)のエについては平成29年4月1日、2の(1)のイ及びウについては平成31年10月1日

◇京都府職員定数条例の一部を改正する条例（京都府条例第10号）（行政経営改革課）

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、府立学校（教育委員会の所管に属する府立の学校をいう。以下同じ。）の職員及び府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）の定数を定める等のため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 府立学校の職員及び府費負担教職員の定数を定めることにした。（第2条関係）

(2) 知事の事務部局の職員等の定数を改めることにした。（第2条関係）

(3) その他所要の規定整備を行うことにした。（第1条、第4条関係）

3 施行期日

平成29年4月1日

◇京都府行政機関設置条例の一部を改正する条例（京都府条例第11号）（行政経営改革課）

1 改正の理由

現地現場で地域の実情に即した効果的な施策を推進するため、港湾関連業務を一元化する本庁組織として港湾局を設置することに伴い、地方機関である港湾事務所を廃止するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府港湾事務所を廃止することとした。（旧第15条関係）

(2) その他所要の規定整備を行うことにした。（第16条、第17条関係）

3 施行期日

平成29年4月1日

◇京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第12号)(地球温暖化対策課)

1 改正の理由

京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例(平成21年京都府条例第11号)の制定後、同条例に基づく施策の実施等を通じて、府内において電気自動車等や充電器の普及が進んでいるが、引き続き、電気自動車等の普及を総合的に促進していくことが必要であるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 電気自動車等に対する自動車取得税の特例措置について、その適用期間を平成31年3月31日まで延長することとした。(第8条関係)
- (2) 電気自動車等に対する自動車税の税率の特例措置について、その適用期間を平成31年3月31日まで延長することとした。(第9条関係)
- (3) 条例の有効期限を平成31年3月31日まで延長することとした。(附則関係)

3 施行期日

平成29年3月28日

◇京都府附属機関設置条例の一部を改正する条例(京都府条例第13号)(医療保険政策課)

1 改正の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の施行に伴い、知事に属する附属機関として「京都府国民健康保険運営協議会」を設置するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

知事に属する附属機関として「京都府国民健康保険運営協議会」を設置することとした。(別表関係)

3 施行期日

平成29年4月1日

◇京都府自殺対策基金条例の一部を改正する条例(京都府条例第14号)(福祉・援護課)

1 改正の理由

自殺対策を実施する事業の延長に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

条例の有効期限を平成30年12月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成29年3月28日

◇京都府の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第15号)(障害者支援課)

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)に基づく自立支援医療のうち精神通院医療の支給認定事務の一部について、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく情報連携により事務処理を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

総合支援法に基づく自立支援医療のうち精神通院医療の支給認定の申請に係る事実についての審査等を京都市を除く各市町村が処理することとした。(別表関係)

3 施行期日

住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(平成28年京都府条例第32号)の施行の日

◇京都府がん対策推進条例の一部を改正する条例(京都府条例第16号)(健康対策課)

1 改正の理由

がん対策基本法(平成18年法律第98号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

法の条ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第16条関係)

- 3 施行期日  
平成29年3月28日

◇京都府中小企業応援条例の一部を改正する条例（京都府条例第17号）（ものづくり振興課）

1 改正の理由

中小企業を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、中小企業の経営の安定を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 府は、中小企業において、その業務に関して取り扱う情報の安全管理並びに当該情報に係る情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に係る適切な措置が講じられるよう、当該措置の実施に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとした。（第5条の2関係）
- (2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の改正に伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第7条関係）
- (3) 一部の規定の有効期限を平成34年3月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成29年4月1日。ただし、2の(2)及び(3)については、平成29年3月28日

◇京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第18号）（産業立地課）

1 改正の理由

近年の社会経済情勢を踏まえ、企業等の更なる立地を図ることにより、産業の集積を促進するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 営利企業（営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）のほか、非営利法人等（営利企業以外の法人その他の団体（非課税法人を除く。）をいう。以下同じ。）を条例による支援施策の対象とすることを明確化することとした。（第2条関係）
- (2) 非営利法人等に対して交付する補助金等については、対象事業を収益事業等に係るものに限定することとした。（第8条、第11条関係）
- (3) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の改正に伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第9条関係）
- (4) 条例の有効期限を平成34年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日。ただし、2の(3)及び(4)については、平成29年3月28日

(2) 次に掲げる条例について、所要の規定整備を行うこととした。

- ア 京都府中小企業応援条例（平成19年京都府条例第13号）
- イ 京都府若者の就職等の支援に関する条例（平成27年京都府条例第46号）
- ウ 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）

◇建築基準法施行条例及び京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例（京都府条例第19号）（建築指導課）

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）等の一部の施行に伴い、新たに生じる事務に係る手数料に関し、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）の一部改正  
建築基準法（昭和25年法律第281号）に基づく建築物の完了検査の事務に係る手数料の上限を改めることとした。（第22条関係）
- (2) 京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）の一部改正  
ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を徴収することとした。（別表第2関係）  
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）に基づく建

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の事務に係る手数料を徴収することとした。(別表第2関係)

- 3 施行期日  
平成29年4月1日

◇京都府文化財保護条例の一部を改正する条例(京都府条例第20号)(教育庁文化財保護課)

1 改正の趣旨

文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び京都府文化財保護条例(昭和56年京都府条例第27号)に基づく文化財保護制度に関し、現行の制度に基づく指定又は登録(以下「指定・登録」という。)をした後に保存のための措置を講じたのでは、その価値が損なわれるおそれがある文化財を保護することができるよう、暫定的に府の登録文化財としての登録(以下「暫定登録」という。)をすることができる制度を創設するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 文化財の暫定登録制度の新設(第52条関係)

- ア 京都府文化財保護審議会への諮問を要する現行の登録文化財の制度に加え、1の文化財について暫定登録をすることができる制度を創設することとした。
- イ 教育委員会は、緊急の必要があると認めるときは、暫定登録がされた文化財の保存のために必要な措置を講じることができることとした。
- ウ 暫定登録及び暫定登録がされた文化財の保存等に関し必要な事項は、教育委員会規則に委任することとした。

(2) その他

- ア 文化財環境保全地区の決定に当たり、対象となる文化財は、指定・登録がされた有形文化財又は記念物とし、暫定登録がされた文化財は、対象外とすることとした。(第53条関係)
- イ その他所要の規定整備を行うこととした。

- 3 施行期日  
平成29年4月1日

◇警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第21号)(警察本部警務課)

1 改正の理由

警察官の定員を改めるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

警察官の定員を次のとおり改めることとした。(第2条関係)

	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	合 計
改正前	178	397	1,924	1,991	2,051	6,541
改正後	179	398	1,930	1,996	2,057	6,560

- 3 施行期日  
平成29年4月1日

**条 例**

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府旅費条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都府個人情報保護条例の一部を改正する条例  
 京都府府税条例等の一部を改正する条例  
 京都府職員定数条例の一部を改正する条例  
 京都府行政機関設置条例の一部を改正する条例  
 京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例  
 京都府附属機関設置条例の一部を改正する条例  
 京都府自殺対策基金条例の一部を改正する条例  
 京都府の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
 京都府がん対策推進条例の一部を改正する条例  
 京都府中小企業応援条例の一部を改正する条例  
 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例の一部を改正する条例  
 建築基準法施行条例及び京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例  
 京都府文化財保護条例の一部を改正する条例  
 警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

平成29年3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第3号

京都府旅費条例の一部を改正する条例

京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

京都府条例第4号

市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例

（市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例の一部改正）

第1条 市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例（昭和29年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第2項中「施行の日以前」を「の施行の前日」に、「より」を「基づき」に改め、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員の退

職年金及び退職一時金であつて、同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により府が負担することとされるものについての第1条の規定の適用については、同条中「市町村立学校職員給与負担法」とあるのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第5条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法」とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第7項を削る。

附則に次の1項を加える。

38 京都市が設置する学校に係る地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員の平成29年3月31日以前の退職に係る退職手当についての第1条及び第2条第1項の規定の適用については、第1条中「市町村立学校職員給与負担法」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法」と、「第1条および第2条」とあるのは「第1条」と、同項中「前条」とあるのは「附則第38項の規定により読み替えて適用する前条」とする。

（府費負担教職員の休職の事由等に関する条例の一部改正）

第3条 府費負担教職員の休職の事由等に関する条例（昭和31年京都府条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に対する休職の処分又は懲戒処分であつて、同法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされるものについての本則の規定の適用については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の県費負担教職員」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の職員」と、「休職及び降給」とあり、及び「分限」とあるのは「休職」とする。

（京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第4条 京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条



例（平成12年京都府条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の2の項中「京都市、」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第19条の規定は、同条例附則第38項に規定する退職に係る同条第1項に規定する退職手当の支給制限等の処分については、適用しない。

京都府条例第5号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第1項中「子の」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）の」に改め、同条第3項中「満たない子」の右に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）」を加える。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号ア中「4,000円」を「4,200円」に改め、同号イ中「3,400円」を「3,500円」に改め、同号ウ中「2,300円」を「2,400円」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「子」の右に「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日（）」を「が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「が1歳6箇月に達する日」を「の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項に規定する条例で定める者）

第2条の2 法第2条第1項に規定する条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同条中同号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定によ

る措置が解除された場合

第8条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第8条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「承認が、」を「承認が」に改め、同条中同号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第16条第2項中「を承認されている職員（非常勤職員を除く。）」を「又は給与条例第44条の2第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員」に、「を減じた」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた」に改め、同条第3項中「範囲内で（）」を「範囲（）」に、「を承認されている場合」を「又は介護時間に相当する休暇として給与条例第46条の規定により定める休暇の承認を受けて勤務しない場合」に、「時間を超えない範囲内で、」を「減じた時間を超えず、」に、「当該育児時間を承認されている」を「当該休暇の承認を受けて勤務しない」に、「内で）」を「)内で」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例第37条の2第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年京都府条例第5号。以下「改正給与条例」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項及び改正給与条例附則第2項の規定により読み替えて適用される第1項」と、「第1項」とあるのは「、同項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該

職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年京都府条例第5号。以下「改正給与条例」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される」とする。

3 平成29年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第2条の2の規定の適用については、同条中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望しているもの」とする。

#### 京都府条例第6号

##### 京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例（平成11年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成27年4月1日から平成29年3月31日まで」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」に、「100分の6」を「100分の8」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

第2条中「100分の6」を「100分の8」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### 京都府条例第7号

##### 管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」に、「100分の1」を「100分の1.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として知事が別に定めるものにあつては、100分の2）」に改める。

第2条から第5条までの規定中「100分の3」を「100分の4」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

京都府条例第8号

京都府個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 個人が特定され得る情報であつて、イに掲げるもの以外のもの(他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。)

イ 個人識別符号(次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。)が含まれるもの

(ア) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該個人が特定され得るもの

(イ) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。)により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者が特定され得るもの

第2条第5号中「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式」を「電磁的方式」に改める。

第11条第1項中「で通常取り扱う内容」を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第4条第3項に規定する個人情報を取り扱うときは、その旨

第34条第2項中「作成し、」を「作成することができる。この場合において、知事は、遅滞なく、当該指針を」に改める。

第35条中「知事は」の右に「、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。次条において「法」という。)第40条第1項の規定により報告又は資料の提出の要求が行われる場合を除くほか」を加える。

第36条中「知事は」の右に「、法第42条第1項の規定により勧告が行われる場合を除くほか」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の京都府個人情報保護条例第11条第1項に規定する登録簿に記載されている事務であつて、当該事務において取り扱う個人情報に同条例第4条第3項に規定する個人情報が含まれているものについての同条例第11条第1項の規定の適用については、同項中「行うときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、京都府個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年京都府条例第8号)の施行後遅滞なく」とする。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、実施機関が取り扱う個人情報の保護については当該実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護については知事が定める。

京都府条例第9号

京都府府税条例等の一部を改正する条例

(京都府府税条例の一部改正)

第1条 京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

第37条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第42条の7第1項第1号ウの表中「100分の0.3」を「100分の1.9」に、「100分の0.5」を「100分の2.7」に、「100分の0.7」を「100分の3.6」に改め、同項第2号の表中「100分の3.4」を「100分の5」に、「100分の4.6」を「100分の6.6」に改め、同項第3号の表中「100分の3.4」を「100分の5」に、「100分の5.1」を「100分の7.3」に、「100分の6.7」を「100分の9.6」に改め、同条第2項中「100分の0.9」を「100分の1.3」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の0.7」を「100分の3.6」に改め、同項第2号中「100分の4.6」を「100分の6.6」に改め、同項第3号中「100分の6.7」を「100分の9.6」に改める。

附則第4条の4の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、同条第4項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第12条第1項中「100分の4」を「100分の1.8」に改め、同条第2項中「4分の3.2」を「1.8分の1」に改める。

附則第12条の2第1項中「100分の0.3」を「100分の1.9」に、「100分の0.395」を「100分の1.995」に、「100分の0.5」を「100分の2.7」に、「100分の0.635」を「100分の2.835」に、「100分の0.7」を「100分の3.6」に、「100分の0.88」を「100分の3.78」に、「100分の3.4」を「100分の5」に、「100分の3.65」を「100分の5.25」に、「100分の4.6」を「100分の6.6」に、「100分の4.93」を「100分の6.93」に、「100分の5.1」を「100分の7.3」に、「100分の5.465」を「100分の7.665」に、「100分の6.7」を「100分の9.6」に、「100分の7.18」を「100分の10.08」に、「100分の0.9」を「100分の1.3」に、「100分の0.965」を「100分の1.365」に改める。

附則第15条の5第1項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同条第2項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同項第2号中「もので法附則第12条の3第3項第2号」を「もので同号」に改め、同項第4号中「この条」を「この項及び次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120」を「に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、「で法附則第12条の3第3項第4号」を「で同号」に改め、同条第3項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改め、同条第5項中「51,700円」の右に「(当該自動車がトラック、バス及び特種用途自動車(霊きゆう車、4輪以上の小型自動車であつて最大積載量の定めのあるもの並びに霊きゆう車、キャンピング車、3輪の小型自動車、4輪以上の小型自動車及び被けん引車以外の特種用途自動車であつて最大積載量の定めのあるものに限る。))の場合にあつては、49,500円)」を加える。

(京都府府税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都府府税条例の一部を改正する条例(平成25年京都府条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

る。

- (1) 第1条中京都府府税条例附則第15条の5の改正規定及び附則第4項の規定 平成29年4月1日
- (2) 第1条中京都府府税条例第37条、第42条の7並びに同条例附則第12条及び第12条の2の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成31年10月1日(府民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の京都府府税条例(以下「新条例」という。)第37条及び附則第12条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の府民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の府民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の府民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の府民税については、なお従前の例による。(事業税に関する経過措置)
- 3 新条例第42条の7及び附則第12条の2の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。(自動車税に関する経過措置)
- 4 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

#### 京都府条例第10号

##### 京都府職員定数条例の一部を改正する条例

京都府職員定数条例(昭和24年京都府条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別段の定めがあるものを除くほか、職員(府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「府費負担教職員」という。))をいい、これらの職員のうち、臨時又は非常勤の者を除く。以下同じ。)の定数を定めることを目的とする。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 知事の事務部局の職員
  - ア イに掲げる職員以外の職員 4,110人
  - イ 病院事業に従事する職員 177人
- (2) 議会の事務部局の職員 46人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 16人
- (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員
  - ア イに掲げる職員以外の職員 349人
  - イ 府立学校の職員 4,746人
- (6) 人事委員会の事務部局の職員 17人

(7) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 3人  
 (8) 府費負担教職員 6,958人  
 第4条中「第2条各号に掲げる」を「府の」に、「当該事務部局」を「組織」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

京都府条例第11号

京都府行政機関設置条例の一部を改正する条例

京都府行政機関設置条例(平成12年京都府条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

京都府条例第12号

京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例(平成21年京都府条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項に次の2号を加える。

(3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等 平成30年度分及び平成31年度分

(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等 平成31年度分  
 附則第2項及び第3項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例第9条第1項第1号に掲げる電気自動車等に対して課する自動車税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

京都府条例第13号

京都府附属機関設置条例の一部を改正する条例

京都府附属機関設置条例(昭和28年京都府条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項中

「	京都府公衆浴場入浴料金審議会	物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務
---	----------------	--

を

「	京都府公衆浴場入浴料金審議会	物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務
」	京都府国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)第4条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

京都府条例第14号

京都府自殺対策基金条例の一部を改正する条例

京都府自殺対策基金条例(平成21年京都府条例第34号)の一部を次のように改正する。  
附則第2項中「平成29年12月31日」を「平成30年12月

31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第15号

京都府の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)の一部を次のように改正する。  
別表中22の項を削り、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項の次に次のように加える。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| <p>20 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下この項において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定による支給認定の申請の受理及びその申請に係る事実(令第35条に規定する負担上限月額算定の算定に係るものに限る。(2)において同じ。)についての審査</p> <p>(2) 法第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査</p> <p>(3) 令第32条第1項の規定による変更の届出の受理及びその届出に係る事実についての審査</p> | <p>市町村(京都市を除く。)</p> |
|---|---------------------|

附 則

この条例は、住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(平成28年京都府条例第32号)の施行の日から施行する。

京都府条例第16号

京都府がん対策推進条例の一部を改正する条例

京都府がん対策推進条例(平成23年京都府条例第7号)の一部を次のように改正する。  
第16条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

うものとする。

第7条第2項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第8条第1項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附則第2項中「第5条、」を削り、「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第4項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第17号

京都府中小企業応援条例の一部を改正する条例

京都府中小企業応援条例(平成19年京都府条例第13号)の一部を次のように改正する。  
第5条の次に次の1条を加える。

(中小企業が取り扱う業務情報の安全管理等)

第5条の2 府は、中小企業において、その業務に関して取り扱う情報の安全管理並びに当該情報に係る情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に係る適切な措置が講じられるよう、当該措置の実施に必要な情報の提供その他の必要な支援を行

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定及び附則第2項の改正規定(「第5条、」を削る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

京都府条例第18号

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例の一部を改正する条例

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例（平成13年京都府条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名中「企業」を「企業等」に改める。

第2条第1項中「企業」を「企業等（営利企業（営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）及び非営利法人等（営利企業以外の法人その他の団体（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第25条第1項各号又は第72条の4第1項各号に掲げる者を除く。）であって、その立地促進が雇用の安定・創出と地域経済の活性化に資すると見込まれるものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「企業」を「企業等」に改める。

第4条第1項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改め、同条第2項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第8条第1項中「企業」を「企業等の事業」に、「基づき補助金の交付を受けた」を「基づいて交付された補助金に係る」に改め、「の事業」を削り、「及び」の右に「当該事業に従事する」を加え、同条第2項及び第3項中「企業」を「企業等」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 府内に立地する非営利法人等に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「の事業」とあるのは「の収益事業等（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の4に規定する収益事業その他の事業であって、その集積の促進が雇用の安定・創出と地域経済の活性化に資するものとして知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）」と、「当該事業」とあるのは「当該収益事業等」と、前項中「必要な」とあるのは「収益事業等に必要な」とする。

第9条第1項第1号エ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第11条第1項中「企業」を「企業等の事業」に、「基づき補助金の交付を受けた」を「基づいて交付された補助金に係る」に改め、「の事業」を削り、「及び」の右に「当該事業に従事する」を加え、同条第2項中「企業」を「企業等」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 府内に立地する非営利法人等に対する前2項の規定の適用については、第1項中「の事業」とあるのは「の収益事業等（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の4に規定する収益事業その他の事業であって、その集積の促進が雇用の安定・創出と地域経済の活性化に資するものとして知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）」と、「当該事業」とあるのは「当該収益事業等」と、前項中「必要な」とあるのは「収益事業等に必要な」とする。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附則第4項中「平成29年4月1日」を「平成34年4月

1日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項第1号エの改正規定及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例の規定中「企業の」を「企業等の」に改める。

- (1) 京都府中小企業応援条例（平成19年京都府条例第13号）第10条の見出し及び同条第1項
- (2) 京都府若者の就職等の支援に関する条例（平成27年京都府条例第46号）第15条の見出し及び同条第1項
- (3) 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）第21条の見出し及び同条第1項

京都府条例第19号

建築基準法施行条例及び京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例

（建築基準法施行条例の一部改正）

第1条 建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条第3号及び第7号中「89万3,000円」を「117万4,000円」に改める。

（京都府手数料徴収条例の一部改正）

第2条 京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の63の8の項中「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査等」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定等」に改め、同項の次に次のように加える。

63の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成27年国土交通省令第5号）に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の事務で規則で定めるもの	1件につき1,193,000円を超えない範囲内において規則で定める額
--	------------------------------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

京都府条例第20号

京都府文化財保護条例の一部を改正する条例

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定文化財以外の文化財」を「指定外文化財」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 指定外文化財の登録  
(登録等)

第52条 教育委員会は、府の区域内に存する文化財で法又はこの条例の規定に基づき指定された文化財以外のもの（以下「指定外文化財」という。）を台帳に登録し、その保存及び活用のために必要な措置を講じることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による登録をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定によるほか、同項に規定する指定又は登録をした後に保存のための措置を講じたのでは、滅失、毀損その他の事由により文化財としての価値が損なわれるおそれがあると認める指定外文化財を同項の台帳に暫定的に登録することができる。
- 4 教育委員会は、緊急の必要があると認めるときは、前項の規定により登録された指定外文化財の保存のために必要な措置を講じることができる。
- 5 第1項及び第3項の規定による登録並びにこれらの規定により登録された指定外文化財の保存及び活用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第53条第1項中「より指定又は」を「基づき指定され、又は前条第1項の規定により」に改め、同条第2項中「土地、」を「土地及び」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

京都府条例第21号

警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の定員に関する条例（昭和35年京都府条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「178人」を「179人」に、「397人」を「398人」に、「1,924人」を「1,930人」に、「1,991人」を「1,996人」に、「2,051人」を「2,057人」に、「6,541人」を「6,560人」に、「7,198人」を「7,217人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。